

# ブラジル法務入門

2016年1月15日

松田綜合法律事務所  
弁護士 菅原 清暁

ブラジルといえば、2016年にリオデジャネイロ・オリンピックというビッグイベントを控えているが、スポーツだけではなく、経済的側面においても大いに注目すべき国といえよう。広大な国土、豊かな天然資源、そして巨大な国内市場を有するブラジルは、南半球およびラテンアメリカ地域において最大の経済規模を誇り、今後もさらなる成長が期待される。

ブラジルへの進出を検討する場合、ブラジル民法、ブラジル会社法、労働法、外資法など様々な法制度について検討する必要があるが、本稿では「ブラジル法務入門」と題し、ブラジル法における事業組織体系および労働法に絞って概略を紹介する。

## 1. 事業組織の法形態

### (1) 概要

ブラジルにおいて選択し得る事業組織の法形態は、以下のとおりである。

Sociedade Limitada (有限責任会社)

Sociedade Anônima (株式会社)

Sociedade Simples (単純法人)

Sociedade em Nome Coletivo (合名会社)

Sociedade em Commandita Simples (合資会社)

Sociedade em Commandita por Ações (株式合資会社)

このうち、外資企業の進出に適した事業形態は、

株主が無限責任を負う可能性がない、有限責任会社 (LTDA:Sociedade Limitada) と株式会社 (S/A: Sociedade Anônima) の2種類と考えられる。

なお、ブラジルでは、「駐在員事務所」という概念が法律上定められていない。これに加えて、外資企業の支店設立は原則大統領令が必要とされているため、事実上この形態での事業組織の設立は難しい。

### (2) 有限責任会社と株式会社

有限責任会社は、ブラジル国内での登記数全体の90%以上を占めており、ブラジルへ進出する外資企業のみならず、国内企業においても圧倒的に多く利用されている。持分権者による経営を予定しているため、その組織は簡易なものであり、当事者間で柔軟なガバナンスの仕組みを設定することが可能である。

株式会社は、株式会社法に基づき事業運営を行うことになる。株式の公開が可能であり、出資者となる株主を公募できる点にメリットがあるといえる。

いずれも、出資者は出資額を限度とする有限責任となるため、事業に失敗したときのリスクを出資額に限定できる会社形態である。

外国投資家が有限責任会社に資本参加し合併事業を推進するケースでは、資本参加の準備段階では、簡易な組織形態である有限責任会社のまま準

備を進め、資本参加後に株式会社に組織変更することにより、資本参加後の企業ガバナンスを明確にする手法が採られる場合もある。

#### 《有限責任会社と株式会社の比較》

	有限責任会社	株式会社
適用法令	ブラジル民法	ブラジル会社法
社名	社名に「LTDA」を含む	社名に「S/A」を含む
組織	簡素/小規模に適する	複雑/大規模に適する
株主/出資者 (パートナー)	2名以上	2名以上
業務執行者 (取締役)	1名以上	2名以上
監査役(会)	任意(設置する場合は3~5名)	3~5名
経営審議会 (会社の運営についての全般的な方針を定め、取締役の選任・解任などを行う機関)	義務なし	公開会社: 3名以上 非公開会社: 任意(ただし、公開会社及び授權資本の設定の非公開会社の場合は義務)
種類株式	発行できない	普通株式、優先株式、種類株式、無額面株式等発行可能
財務諸表の公告	不要	必須

※株式会社における公開/非公開の区分は、自社が発行する株式が証券取引所、または店頭において取引が認められているか否かによって決定される。

る。

## 2. 労働法

ブラジルにおける雇用関係は、ブラジル憲法および統一労働法によって規律される。加えて、団体交渉及び労働協約、高等労働裁判所の先例、労働・雇用省が定める基準も遵守する必要がある。その概略は以下のとおりである。

- ・ 原則として1日あたりの労働時間は8時間であり、週の労働時間の上限は44時間(平日は1日8時間、土曜日は4時間)とされている。
- ・ 時間外労働について、通常の労働時間に対して少なくとも50%増しの賃金を支払う必要がある。なお、組合契約でより高い割合が定められていることが多い。
- ・ 深夜労働(午後10時から午前5時まで)の労働については、労働日であるか否かを問わず、通常の労働時間に対して20%増しの賃金を支払う必要がある。
- ・ 有給取得期間である各12か月の勤務をすると、労働者は翌有休取得期間が満了する翌12か月の間に、最大30暦日の有給休暇を取得する権利を有する。加えて、労働者は月給の3分の1に相当する休暇賞与を受領することができる。
- ・ 休暇が各休暇取得期間に続く12か月以内に付与されない場合、使用者は倍の金額(少なくとも通常の給与の3分の8)にて有給休暇の買い取りを行わなければならない。
- ・ 毎年末において、労働者は1か月分の給与額に相当する賞与を受け取る権利を有する。
- ・ 会社は定期雇用契約を締結することも可能であるが、(a)その性質上又は一時的な必要性により、労働期間を事前に決定することを正当化する労働 (b)一時的企業活動 (c)雇用契約の使用期間の場合に限定される。なお、定期雇用契約

は2年を超えることはできない。

- ・雇用関係は、労働法に加え、組合により署名された組合契約によって規律される。かかる組合契約は法律と同等のものであって、すべての企業及び当該地域の署名（代表）組合により代表される労働者（組合加入の有無を問わない）に適用され、当該契約の締結から2年間有効とされる。

### 3. 最後に

ブラジルの魅力を語る上で、ブラジル料理の話題は欠かせない。味はもちろん、メニューも豊富で、毎食、至福のひとつきを愉しむことができる。

そこで、最後に筆者が虜になったブラジル料理を紹介し、本稿を締め括りたいと思う。

#### ① 豆料理部門 No.1

Feijoada（フェイジョアード）

黒いインゲン豆とともに、豚の脂身、豚や牛の干し肉、豚の耳、鼻、足、尾、皮などを煮込んだ料理。ご飯にかけて食べる。

黒色の色味とやや脂っこい味わいから、必ずしも全ての日本人に好まれる味ではないと思うが、煮込み料理が好きな方であれば、必ず、旨みが凝縮されたこの料理の虜になるはず。なお、ブラジルでは、水曜日と土曜日の昼に食べる習慣がある。

#### ② 肉料理部門 No.1

Gaileto（ガレット）

ブラジルの代表的な肉料理といえばもちろん Churraco（シュラスコ）だが、ここではあえて

Gaileto を挙げておこう。Gaileto は若鶏を丸ごとオープンで焼き上げたグリルチキン。外はカリッとして中はジューシー。ガレットリアと呼ばれるガレット専門店もある。

#### ③ 揚げ物部門 No.1

Pastel（パステウ）

パイ生地で牛ひき肉やチーズなど具を包んであげた軽食。チョコレートやバナナなどが入ったデザート感覚の Pastel もある。フェイラと呼ばれる路上市の屋台では、手のひらサイズ（20cm×10cm くらい）の大きな Pastel も売っている。レストランでも食べることができるが、個人的には、屋台で揚げたての Pastel を食べることを強くお勧めする。

#### ④ デザート部門 No.1

Crème de Papaya（クレーミ・デ・パパイヤ）

完熟パパイヤとバニラアイスを混ぜたデザート。アクセントにカシスリキュールを軽くかけて食べる。自然な甘みのとてもシンプルなデザートだが、食後には必ず食べたくなる一品。

以上

---

この記事に関するお問い合わせ、ご照会は以下の連絡先までご連絡ください。

弁護士 菅原 清暁  
sugawara@jmatsuda-law.com

松田綜合法律事務所  
〒100-0004  
東京都千代田区大手町二丁目6番1号  
朝日生命大手町ビル7階  
電話：03-3272-0101 FAX：03-3272-0102

この記事に記載されている情報は、依頼者及び関係当事者のための一般的な情報として作成されたものであり、教養及び参考情報の提供のみを目的とします。いかなる場合も当該情報について法律アドバイスとして依頼し又はそのように解釈されないよう、また、個別な事実関係に基づく具体的な法律アドバイスなしに行われまいようご留意下さい。